

広報 おながわ

9月号
vol.964

■久しぶりのお祭り騒ぎ

8月1日に、女川町復興連絡協議会が主催の「がんばっぺ女川盆まつり」が開催されました。
当日は、快晴で最高のお祭り日和となりました。子供用の浴衣約300着が無料で提供され、立ち並ぶ出店の雰囲気と久しぶりの浴衣に喜ぶ子どもがたくさん見受けられました。



■天まで届け、みんなの願い

今回のメインイベントでもある慰霊風船の打ち上げでは、町民やボランティアの方々のメッセージが託された約830個の風船が空へ放たれました。



最後は盆踊りと花火で締めくくりに、お祭り好きの女川町民みんなが楽しんでイベントでした。



▲歌手の倉木麻衣さんが吹き出しとミニライブをしてくださいました。復興支援チャリティソングの「あなたがいるから」を歌ってくださいました。



▲3年前に町民音楽祭にきてくれた夏川りみさんが再び女川を訪れ、歌のプレゼントをしてくださいました。

▶ソフトボールクリニック 宇津木妙子さん率いる有名選手が女川町・石巻市の中学生にソフトボールの指導をしてくださいました。



平成23年度女川町立保育所(一保・四保)入所児童募集

平成23年3月11日の東日本大震災の発生以降、休所措置としていた第一保育所における保育業務を平成23年10月1日から再開いたします。

つきましては、入所申込受付を実施いたしますので、入所を希望される場合は下記により申し込み願います。

なお、これに伴い、現在第四保育所に入所中の児童についても第一保育所への変更を希望される場合が想定されることから、申し込みの際は第1希望、第2希望を明記されるようお願いいたします。

- | | |
|--------|--|
| 1 受付期間 | 平成23年9月1日(木)から平成23年9月9日(金)まで |
| 2 受付場所 | 女川町役場仮設庁舎1階健康福祉課福祉係(4番窓口) |
| 3 申込方法 | 健康福祉課又は第四保育所にて申込用紙を受領し、期間内に提出 |
| 4 入所基準 | 保護者が下記のいずれかに該当することが条件となります。
①家庭外労働
②家庭内労働(自営業)
③病気やケガによる入院・通院、障害等
④家族の看護・介護
⑤災害に伴う家屋の復旧(※り災証明書により確認します。)
※なお、上記入所基準に該当するすべての児童を受け入れたうえで定員に余裕がある場合で、且つ平成23年4月1日時点の年齢が3歳以上の児童に限り、保護者が求職中の世帯の児童についても受け入れます。 |
| 5 入所可否 | 郵送により通知します。(受付終了から1週間程度)
※お急ぎの場合は下記まで電話にてお問い合わせください。 |
| 6 問合せ先 | 健康福祉課福祉係 ☎54-3131(内線132) |

○精神保健福祉手帳所持者及び自立支援医療費(精神通院)受給者の方

- ・東日本大震災のため、平成23年3月11日から平成23年8月30日までに有効期間が切れる方については、平成23年8月31日まで有効期間が延長となっております。
- ・平成23年9月1日以降継続して利用される方でまだ更新手続きを行っていない方は、健康福祉課福祉係にて手続きをお願いいたします。
- ・なお、自立支援医療費(精神通院)受給者で医療保険の窓口負担免除の該当者の方は、平成24年2月末までは、受給者証の更新は不要となりますので、ご注意ください。

問合せ先：健康福祉課福祉係 ☎54-3131(内線134)

●●● 各種医療費助成のお知らせについて ●●●

平成23年9月末で各種医療費助成受給者証の有効期限が切れますが、自動更新に同意いただいた方については、新しい受給者証を9月中旬に郵送させていただきます。

なお、現在の居住地に郵便物の転送届を出していない場合には、受給者証が送れませんので手続きをお願いいたします。

【子ども医療費助成償還払について】

子ども医療費助成該当者で、被災後に他県で受診し、一部自己負担が発生した方については、下記の書類を持参していただき役場健康福祉課福祉係で手続きしてください。

ただし、医療費の一部負担金免除の該当となっている方については、一部負担金免除が優先となりますので、加入している保険の窓口で申請になりますのでご注意ください。

【必要書類等】

- 領収書
- 子ども医療費受給者証
- 印鑑（認め印可）
- 対象児童の保険証
- 受給者の通帳又はカード（受給者とは、子どもが加入している医療保険の被保険者になります。）

【母子・父子医療費助成・心身障害者医療費助成の申請書について】

東日本大震災により、提出していただいていた母子父子医療費助成申請書及び心身障害者医療費申請書が流失してしまい振込ができておりません。ご迷惑をおかけしますが、平成23年1月以降に医療機関を受診した方で領収書又は、支払通知書をお持ちの場合は、役場健康福祉課福祉係に提出願います。また、領収書や支払通知が流失した場合には再度、医療機関に申請書を提出してください。（申請書は支払を行ってから2年以内は有効となります。）

なお、受付については9月からとさせていただきます、10月から振込を予定しています。

【一部負担金免除の該当者について】

各種医療費助成の該当者で、今回の震災により一部負担金免除の該当となった方については、一部負担金免除が優先となりますので、平成24年2月末まで申請書等の提出は不要です。

問合せ先：健康福祉課福祉係 ☎54-3131（内線133・134）

犬を飼っている方へ

今回の震災により、狂犬病予防注射は10月中旬から11月上旬に実施予定です。
また、町で管理していた犬の登録原簿及びデータは流失してしまったため、今現在犬を飼っている方に次のことをお願いいたします。

1. 犬の登録について

- ・震災以前に犬の登録が済んでいる方

再度登録を行いますので、役場にご来庁願います。その際、以前の鑑札（小判型で緑色）を持参ください。

無い方は、その旨申し伝えてください。登録後に新しい鑑札を交付します。申請手数料はかかりません。

- ・震災以前に犬の登録が済んでいない方、または震災後新たに犬を飼い始めた方

登録用紙に記入のうえ新規に登録をしていただきます。（登録手数料 3,000 円）

登録後に鑑札を交付いたします。

また、生後90日以上飼育した犬は法律により登録をしなければなりませんので、必ず登録手続きを行ってください。

※登録状況を確認するうえ、飼育犬も連れてこられる方は連れてきてください。

2. 狂犬病の予防注射について

日程が決まりましたら、広報等で周知する予定です。また、登録された方には、役場から通知を送付します。

なお、動物病院等で狂犬病予防注射を受けられた方は、注射済票を交付しますので、注射を実施したところで発行される注射済証を役場に持参してください。

（注射済票交付手数料550円）

3. 犬の散歩について

最近、犬の散歩の際にフンを片付けず放置している苦情が大変増えています。

犬も家族の一員です。袋などを用意し、飼い主の方が責任を持って片付けましょう。

問い合わせ先 町民課環境係 ☎54-3131 内線(116・117)

女川町臨時職員募集

①第一・四保育所臨時保育士

▽申込資格：保育士資格を有する心身ともに健康な方

▽業務内容：児童の保育業務に従事

▽勤務時間：午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

▽賃金：日額7500円 ▼人数：2名

②第一保育所臨時業務員

▽申込資格：町内に住所を有し、パソコン操作(ワード・エクセル程度)のできる心身ともに健康な女性

▽業務内容：保育所施設管理事務及び給食調理業務

▽勤務時間：午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

▽賃金：日額6900円 ▼人数：1名

③第一保育所臨時調理補助員

▽申込資格：町内に住所を有し、心身ともに健康な女性

▽業務内容：給食調理業務

▽勤務時間：5時間

▽賃金：日額4450円 ▼人数：2名

①②③共通

▽申込方法：9月1日(木)～9月9日(金)まで町指定履歴書又は日本工業規格準拠履歴書(写真貼付)を健康福祉課福祉係(仮設庁舎1階④番窓口)へ提出

▽問合せ：健康福祉課福祉係

☎54-3131内線132

④生涯学習課臨時事務員

▽申込資格：土日祝日も勤務可能で、町内に住所を有し、簡単なパソコン操作ができる心身ともに健康な方。

▽業務内容：事務補助事業

▽勤務時間：午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

▽賃金：日額7200円 ▼人数：2名

⑤臨時図書指導員

▽申込資格：土日祝日も勤務可能で、町内に住所を有し、簡単なパソコン操作ができる心身ともに健康な方

▽業務内容：図書管理業務

▽勤務時間：午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

▽賃金：日額6900円 ▼人数：2名

⑥勤労青少年センター臨時業務員

▽申込資格：土日祝日を含み夜間勤務が可能で、町内に住所を有し、機械操作ができる心身ともに健康な方

▽業務内容：施設管理業務

▽勤務時間：「日勤」午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

「夜勤」午後5時15分～午後9時15分(4時間勤務)

▽賃金：「日勤」7500円
「夜勤」3868円

▽人数：3名

⑦臨時体育施設管理員

▽申込資格：土日祝日を含み夜間勤務が可能で、町内に住所を有し、心身ともに健康な方。

▽業務内容：施設管理・窓口業務

▽勤務時間：「全日勤」午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

「平日勤」午後5時15分～午後9時15分(4時間勤務)

▽賃金：「全日勤」7500円
「平日勤」3868円

▽人数：「全日勤」3名
「平日勤」4名

⑧緊急雇用創出事業

▽申込資格：心身ともに健康な方

▽業務内容：社会教育施設及び学校教育施設の維持管理と運営など

▽勤務時間：「全日勤①」午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

「全日勤②」午前10時30分～午後7時15分(7時間45分勤務)

▽賃金：日額6900円 ▼人数：2名

④⑤⑥⑦⑧共通

▽申込方法：9月1日(木)～9月8日(木)まで町指定履歴書(写真貼付)を総合体育館内生涯学習課へ提出

▽問合せ：総合体育館内生涯学習課
☎53-3151

法律なんでも相談所

▽日時：9月11日(日) 午前10時～午後4時

▽会場：女川町総合体育館

▽相談内容：各種登記、土地の境界、相続、遺言、戸籍、供託、人権擁護等

▽問合せ：仙台法務局専用ダイヤル
☎0120-227-746

(平日)午前8時30分～午後5時15分

(休日)午前9時～午後4時

無料調停相談会

▽日時：10月20日(日) 午前10時～午後4時

▽会場：石巻市観光物産情報センター

「ロマン海遊21」

▽相談内容：被災に伴う民事や家事の問題、土地・建物の所有権や利用関係、金銭の貸借(含多重債務)・保証ほか

▽問合せ：石巻調停協会

☎0225-2210361

平成17～21年度の間に日本脳炎の予防接種を逃した方々の接種時期が緩和されました。

平成7年(1995年)6月1日～平成19年(2007年)4月1日生まれの方に、6ヶ月以上20歳未満の間、定期予防接種ができるようになりました。

*これまで、予防接種のできなかった、7歳半～9歳未満、13歳以上20歳未満でも接種できるようになりました。

○1期接種を一度も接種していない場合は、通常の実施方法で接種してください。

○1期初回接種、追加接種が不十分な場合は、残りの回数分を接種してください。

○1期接種を終え、9歳以上の2期に該当する方は、ご連絡ください。

予診表をお渡ししますので、保健センター(町立病院向い旧老健施設)までお越しください。

問い合わせ先：保健センター ☎53-4990

平成 23・24 年度 入札参加資格登録申請書の再提出について(お知らせ)

提出を受けた申請書及び登録データが津波により流失したため、2月に申請を提出していただいた事業者各位におかれましては、下記要領により再度申請書を送付願います。

- 1 受付期間 9月15日(木)まで
- 2 登録期間 平成23年10月1日～平成25年3月31日
- 3 申請方法 郵送又は宅急便のみ
- 4 送付先 〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原316
女川町 総務課管財係

5 送付書類

2月に提出をいただいた書類の写し全てを再度お送り願います。
津波により被災されている場合は、下記書類のみの申請とします。

(1) 建設工事

- ・一般競争(指名競争)入札参加資格申請書
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書

(2) 測量・建設コンサルタント等

- ・一般競争(指名競争)入札参加資格申請書
- ・経営規模等総括表
- ・業態調書

(3) 物品・役務提供等

- ・一般競争(指名競争)入札参加資格申請書
- ・許認可書の写し

○各申請共通

- ・契約を本社以外の営業所等に委任する場合 委任状
- ・使用印鑑届
- ・返信用封筒(80円切手を貼付し、あて名を記入)
- ・フォルダー(コクヨ A4-RIFN-Y 又は同等品)

各様式は女川町ホームページからダウンロードするか、総務課窓口で用意しています。

問い合わせ先：総務課管財係 電話54-3131内線216

平成 24 年成人式の開催について

町では平成24年成人式を下記の日程で開催します。現在女川町外にお住まいの方でも参加できますので、ご希望の方は下記までご連絡ください。

○日 時：平成24年1月8日(日)

13時30分開式(13時受付開始)

○対象者：平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの方で、女川町に在住または、過去に女川町に在住し、現在は町外に就職就学している方で、女川町の成人式に参加希望の方。

○会場：現在検討中のため、決定次第広報等で、周知させていただきます。

成人式実行委員募集

新成人の皆さん、自分たちで心に残る素晴らしい成人式を創りましょう。
個人・グループどちらの申し込みもOKです。

問い合わせ先：女川町生涯学習課 生涯学習係(女川町総合運動場内)

☎53-3151 FAX53-3152

平成23年度の町税等に関するお知らせ

○東日本大震災による町税等の課税免除及び減免について

東日本大震災により、被災された方につきましては、その被害の程度に応じて、町に納めていただく税金が免除や減免となる場合があります。

■平成23年度個人町県民税(住民税)の減免について

1. 震災によって納税義務者が次の区分に該当する場合

区 分	減 免 の 割 合	申請の提出
死亡した方	全額減免	必要なし
生活保護法の生活扶助を受けることとなった方	全額減免	必要
障害者となった方	税額の10分の9を減免	

2. 震災によって納税義務者が所有する住宅又は家財が損害を受けた場合

平成22年中の合計所得	居住住宅の損害の割合	減免の割合	申請の提出
500万円以下であるとき	全壊または大規模半壊	全額減免	必要なし
	半壊	税額の2分の1を減免	
500万円を超え750万円以下であるとき	全壊または大規模半壊	税額の2分の1を減免	
	半壊	税額の4分の1を減免	
750万円を超え1000万円以下であるとき	全壊または大規模半壊	税額の4分の1を減免	
	半壊	税額の8分の1を減免	

※上記1・2のほか、震災により行方不明等になった方や所得が激減した方を対象とする減免規定あり。

■平成23年度固定資産税の課税免除及び減免について

1 津波により被害を受けた区域内の土地および家屋に係る平成23年度固定資産税の課税免除

東日本大震災に係る津波浸水により被害を受けた区域として、町長が指定して公示された区域内に所在する土地および当該区域内に平成23年1月1日に所在した家屋について、平成23年度の固定資産税を免除する措置により、固定資産税は課税しませんので、その分が減額された税額で納税通知書を送付します。

なお、課税免除が適用される区域内のみに土地・家屋をお持ちの方には、「固定資産税課税免除通知書」を送付します。

2 被害のあった土地・家屋の減免

○家屋の減免割合

被害の程度	減免割合	申請書の提出
全壊（原形なし、復旧不能）	全額減免	必要なし
全壊（上記以外）	税額の10分の8を減免	
大規模半壊	税額の10分の6を減免	
半壊	税額の10分の4を減免	

○土地の減免割合

被害の程度	減免割合	申請書の提出
被害面積が当該土地の面積の8割以上	全額減免	必要あり
被害面積が当該土地の面積の6割以上、8割未満	税額の10分の8を減免	
被害面積が当該土地の面積の4割以上、6割未満	税額の10分の6を減免	
被害面積が当該土地の面積の2割以上、4割未満	税額の10分の4を減免	
住宅用地については当該住宅用地の適用に係る家屋被害程度に準じた減免割合		必要なし

○償却資産の減免割合

被害の程度	減免割合	申請書の提出
全損（原形をとどめないとき、復旧不能のとき）	全額減免	必要なし
価格に対し損害割合が6割以上	税額の10分の8を減免	
価格に対し損害割合が4割以上、6割未満	税額の10分の6を減免	
価格に対し損害割合が2割以上、4割未満	税額の10分の4を減免	

上記に該当する土地及び家屋については、9月1日発送の納税通知書の税額へ既に反映させていただいております。減免税額については、納税通知書の減免税額欄をご確認ください。

なお、これらの減免を受けるにあたり、町への減免申請等の手続きは必要ありません。

また、上記以外の納税者の皆様につきましては、納税通知書到着後の減免申請手続きにより、現地調査を行い、その結果により減免の対象となる場合があります。詳しくは税務課固定資産係までご相談ください。

■平成23年度軽自動車税の減免について

1. 被災車両にかかる軽自動車税について

被災した車両については、平成23年度の軽自動車税は課税されません。被災した車両にかかる軽自動車税の納税通知書が届いた場合は、同封されているハガキ（課税保留申請書）を提出することで、課税保留（停止）となります。

2. 被災車両の代替車両にかかる軽自動車税について

被災した車両の代わりに軽自動車を取得した場合、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が申請により非課税となります。申請は、役場仮設庁舎1階税務課窓口で受付しています。申請に必要な書類は、下記のとおりです。

【必要書類】（1）軽自動車税非課税申請書（窓口へ備え付けてあります。）

（2）滅失した車両が被災車両であることを証明する書類（普通自動車であれば登録事項等証明書、軽自動車であれば検査記録事項等証明書）

（3）代替自動車の車検証

3. 身体障害者等の軽自動車税の減免

身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、もつぱら当該身体障害者又は精神障害者の方の通学・通院・通所、若しくは生業の為に運転する軽自動車は、障害の区分に応じて軽自動車税の減免が受けられます。詳しくは、9月1日発送の軽自動車税納税通知書に同封されている「お知らせ」をご覧ください。納期限前7日まで税務課窓口へ申請してください。

■平成23年度国民健康保険税の減免について

1. 震災によって納税義務者が次の区分に該当する場合

区 分	減 免 の 割 合	申請の提出
死亡した方	全額減免	必要なし
生活保護法の生活扶助を受けることとなった方	全額減免	必要
障害者となった方	税額の10分の9を減免	

2. 震災によって納税義務者が所有する住宅又は家財が損害を受けた場合

平成22年中の合計所得	居住住宅の損害の割合	減免の割合	申請の提出
500万円以下であるとき	全壊または大規模半壊	全額減免	必要なし
	半壊	税額の2分の1を減免	
500万円を超え750万円以下であるとき	全壊または大規模半壊	税額の2分の1を減免	
	半壊	税額の4分の1を減免	
750万円を超え1000万円以下であるとき	全壊または大規模半壊	税額の4分の1を減免	
	半壊	税額の8分の1を減免	

※上記1・2のほか、震災により行方不明等になった方や所得が激減した方を対象とする減免規定あり。

■平成 23 年度介護保険料の減免について

1. 震災によって被保険者が次の区分に該当する場合

区 分	減 免 の 割 合	申請の提出
死亡した方	全額減免	必要なし
生活保護法の生活扶助を受けることとなった方	全額減免	必要
障害者となった方	税額の 10 分の 9 を減免	

2. 震災によって納税義務者が所有する住宅又は家財が損害を受けた場合

居住住宅の損害の割合	減免の割合	申請の提出
全壊または大規模半壊	全額減免	必要なし
半壊	税額の 2 分の 1 を減免	

※上記 1・2 のほか、震災により行方不明等になった方や所得が激減した方を対象とする減免規定あり。

■平成 23 年度後期高齢者医療保険料の減免について

1. 震災によって被保険者が次の区分に該当する場合

区 分	減 免 の 割 合	申請の提出
死亡した方	全額減免	必要なし
生活保護法の生活扶助を受けることとなった方	全額減免	必要
障害者となった方	税額の 10 分の 9 を減免	

2. 震災によって納税義務者が所有する住宅又は家財が損害を受けた場合

平成 22 年中の合計所得	居住住宅の損害の割合	減免の割合	申請の提出
500 万円以下であるとき	全壊または大規模半壊	全額減免	必要なし
	半壊	税額の 2 分の 1 を減免	
500 万円を超え 750 万円以下であるとき	全壊または大規模半壊	税額の 2 分の 1 を減免	
	半壊	税額の 4 分の 1 を減免	
750 万円を超え 1000 万円以下であるとき	全壊または大規模半壊	税額の 4 分の 1 を減免	
	半壊	税額の 8 分の 1 を減免	

※上記 1・2 のほか、震災により行方不明等になった方や所得が激減した方を対象とする減免規定あり。

○町税等の納税通知書の発送時期及び納期限

東日本大震災の影響により、延長しておりました平成 23 年度分の町税等の納税通知書の発送及び納期限について、下記のとおり決まりましたので、お知らせいたします。

■個人町県民税（普通徴収）

税額決定通知書の発送は、10 月 14 日(金)です。

期別	延長前の納期限	延長後の納期限	備 考
第 1 期	平成23年 6 月30日	平成23年10月31日	本年度は、震災の影響に伴い、例年より 1 期少ない 3 期で納付いただきます。
第 2 期	平成23年 8 月31日	平成23年12月26日	
第 3 期	平成23年10月31日	平成24年 2 月29日	
第 4 期	平成24年 1 月31日		

■個人町県民税（特別徴収）

税額決定通知書の発送は、9 月 15 日(木)です。

延長前の納期限	延長後の納期限
第 1 期～第 12 期 平成 23 年 7 月 11 日～平成 24 年 6 月 11 日	第 1 期～第 8 期 平成 23 年 11 月 10 日～平成 24 年 6 月 11 日
備 考	本年度は、震災の影響に伴い、例年より 4 期少ない 8 期で納付いただきます。

■固定資産税

納税通知書の発送は、9月1日(木)です。

期別	延長前の納期限	延長後の納期限	備 考
第1期	平成23年6月30日	平成23年10月31日	本年度は、震災の影響に伴い、例年より1期少ない3期で納付いただきます。
第2期	平成23年8月31日	平成23年12月26日	
第3期	平成23年10月31日	平成24年2月29日	
第4期	平成24年1月31日		

■軽自動車税

納税通知書の発送は、9月1日(木)です。

延長前の納期限	延長後の納期限
平成23年5月31日	平成23年10月31日

■国民健康保険税

納税通知書の発送は、11月15日(火)です。

延長前の納期限	延長後の納期限
第1期～第10期 平成23年5月2日～平成24年2月29日	第1期～第5期 平成23年11月30日～平成24年4月2日
備 考	本年度は、震災の影響に伴い、例年より5期少ない5期で納付いただきます。

■介護保険料

納税通知書の発送は、10月14日(金)です。

延長前の納期限	延長後の納期限
第1期～第9期 平成23年5月2日～平成24年2月29日	第1期～第5期 平成23年10月31日～平成24年2月29日
備 考	本年度は、震災の影響に伴い、例年より4期少ない5期で納付いただきます。

■後期高齢者医療保険料

納税通知書の発送は、11月15日(火)です。

延長前の納期限	延長後の納期限
第1期～第9期 平成23年8月1日～平成24年4月2日	第1期～第5期 平成23年11月30日～平成24年4月2日
備 考	本年度は、震災の影響に伴い、例年より4期少ない5期で納付いただきます。

非自発的失業者(特例対象被保険者等)の 国民健康保険税が軽減されます

倒産・解雇、雇止めなどにより離職した雇用保険受給資格者の方は、国民健康保険税が軽減されます。

軽減を受けるためには、申告が必要となりますので、次の条件をご確認いただき、該当すると思われる方は、役場税務課へ申告願います。

【対象となる方】

次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- 1 平成 21 年 3 月 31 日以降に離職した方
 - 2 離職した時点で 65 歳未満の方
 - 3 「雇用保険受給資格者証」に記載される離職理由（離職者コード）が次のいずれかの方
- ※特定受給資格者または特定理由離職者の確認は、ハローワークより交付される「雇用保険受給資格者証」記載の離職理由コードにより確認願います。

離職者区分	離職者コード	離職理由
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり）
	22	雇止め（雇用期間 3 年未満更新明示あり）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	期間満了（雇用期間 3 年未満更新明示なし）
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヶ月未満）

【軽減額】

国民健康保険税は、前年度の所得などをもとに算定されますが、所得割に係る課税所得金額軽減対象者の前年給与所得の 30 / 100 として算定します。

【軽減の期間】

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間。

【必要書類等】

- (1) 雇用保険受給資格者証
- (2) 印鑑
- (3) 国民健康保険被保険者証

【申請・問合せ先】

女川町税務課 税務係 ☎ 0225 - 54 - 3131（内線 146）

所得税等の申告に関する税務署からのお知らせ

東日本大震災により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

このお手続きについて、女川町にお住まいの方は、次のとおり申告の受付を開催いたします。

○申告の受付の内容

- (1) 申告会場設置期間 平成 23 年 8 月 29 日(月)から 10 月 31 日(月)まで
- (2) 申告受付時間 土日祝日を除く平日の午前 10 時から午後 4 時まで
- (3) 申告書作成会場 女川町役場仮設庁舎 1 階申告会場
- (4) 事前予約【重要】 申告を希望される方は、あらかじめ申告日時を石巻税務署へ予約していただきます。予約は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで受付しております。

※予約状況によりご希望の日時にならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。時間帯によっては、電話がかかりにくい場合がありますので、時間を空けておかけください。

(5) お手続きの方法

所得税を軽減 免除する年分	確定申告の有無	ご用意いただく書類など
平成 22 年分	確定申告を済ませている方	①被害を受けた資産、取得時期、取得価格の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市町村から交付された「り災証明書」 ⑤所得税が還付となる方は、還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの ⑥平成 22 年分の確定申告書の控え
	確定申告を済ませていない方	上記①から⑤の書類のほか、平成 22 年分の所得金額や所得控除の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）

石巻税務署 ☎0225-22-4151

※音声案内 メッセージに従い、「当税務署に御用の方（2番）」を選択してください。
個人課税部門の職員が応答しますので、「申告の予約がしたい」旨お伝え願います。

被災者生活再建支援金・義援金・弔慰金等に関するお知らせ

被災者生活再建支援金・義援金・弔慰金等の申請受付、り災・被災証明書の発行の受付会場が下記のとおり変更となりました。

○被災者生活再建支援金・義援金・弔慰金等の申請受付：女川町役場仮設庁舎内町民課

○り災・被災証明書の発行：女川町役場仮設庁舎内税務課

○受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

問合せ先：女川町役場（☎54-3131）震災支援チーム

女川町において5月16日から受付を行っている各種制度の振込が順次開始されています。

義援金・弔慰金等については、女川町から振込予定通知書を送り、振込を行っております。

被災者生活再建支援金については、財団法人道庁県会館から振込通知書が送付され、振込されます。

申請から振込までは、義援金については1か月程度・支援金・弔慰金については、2か月程度となっておりますが不足書類や申請内容に不備があった場合は、振込が遅れることもありますので、予めご了承ください。

●●●●●●●●●● ごみの収集 9月 ●●●●●●●●●●

		燃やせるごみ	缶・びん ペットボトル	段ボール・新聞紙・雑誌・その他の プラ容器・白色トレイ・紙パック・布類・発砲スチロール・剪定枝・廃食油・燃やせないごみ	粗大ごみ
行政区	大沢・浦宿全	月・木	2・16	6・21	9
	針浜・上3～5・西2	月・木	9・27	13・30	14
	高白・五部浦	月・木	12・26	12・26	22
	旭が丘	火・金	7・22	8・28	21
	女川一・大原・清水全・宮ヶ崎・石浜全区	火・金	14・29	1・15	7
	北浦	火・金	5・20	5・20	28
避難所	一小	月・木	2・16	6・21	9
	一保・勤労青少年センター	月・木	9・27	13・30	14
	野々浜旧教員住宅・塚浜小屋取集会所	月・木	12・26	12・26	22
	総合体育館	火・金	14・29	1・15	7
	旧三小・旧御前分校	火・金	5・20	5・20	28
仮設住宅	一小	月・木	2・16	6・21	9
	針浜	月・木	9・27	13・30	14
	旭が丘・旭が丘南・旭が丘北・石巻バイパス	火・金	7・22	8・28	21
	多目的運動場・清水・清水(2)・宮ヶ崎	火・金	14・29	1・15	7
	桐ヶ崎・旧三小・指ヶ浜	火・金	5・20	5・20	28
	小乗・高白・横浦・大石原・野々浜飯子浜・塚浜・小屋取	月・木	12・26	12・26	22

広報 おながわ 9月号

編集・発行

〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原316（住所が変更になっています）

女川町役場仮設庁舎総務課広報広聴係 ☎0225-54-3131（内線213）

ホームページ「宮城県女川町東日本大震災に関する最新情報提供ページ」

（URL）<http://www.town.onagawa.miyagi.jp/>

女川町暮らしの情報モバイルサイト

（URL）<http://www.town.onagawa.miyagi.jp/m/> （QRコード）

